

令和2年5月13日

高槻市長 濱田剛史 様
高槻市教育長 樽井弘三 様

高槻市公明党議員団

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」については、5月4日に、その期間が5月31日まで延長されました。本市にあっても独自の支援事業を示されたところではありますが、中小企業や市民に身近な基礎自治体としての役割を十分に発揮するため、国や府などの支援施策と連動し、セーフティネット機能の更なる強化を図るため、よりきめ細やかな施策の執行と、更に、迅速かつ確実に届けていくことが求められています。

今回、高槻市公明党議員団として2度目の緊急要望となりますが、市民の生命、生活、生存を守るため、更なる支援策として、下記にまとめた対策の迅速な実施を要望致します。

記

【 緊急対応事項 】

(1) 特別定額給付金

- ①給付金申請書郵送のスピードアップと、一日も早く支給できるよう庁内体制の強化
- ②確実に届ける体制(支所、図書館等の活用、高齢者などへのアウトリーチ、障がい者や外国人などへの申請支援)

(2) 地方創生臨時交付金

- ①「地方創生臨時交付金」については、先行受付(5月20日)を目指した実施計画の提出に努めること

1. 感染拡大防止対策について

① 保健所体制強化を図る

・専門職員の増員、労働環境の改善

・適切な検査体制の確保(PCR検査、抗体検査の実施)

② 高齢者、障害者施設の集団感染防止策の強化

・衛生環境等の定期的な確認体制、事業者との更なる連携強化および支援強化

③ 救急搬送体制の整備(119へ通報があった場合)

・自宅療養中の陽性確認者の容体急変時や、感染懸念ある患者の搬送体制ルールの明確化によるスムーズな搬送及び救急隊員の感染防止策の更なる強化

④ 医療機関等へのマスク、ガウンなど医療物資の適時適切な提供

2. 経済支援策について

(1) 中小企業、個人事業者向け

- ①緊急事態宣言延長に伴う中小企業支援給付事業等の対象要件緩和、および、追加実施
- ②個人商店等へ家賃の支援策の創設
- ③地方創生臨時交付金を活用し、市内経済活性化に資する地域振興券の発行
- ④テイクアウト・デリバリーサービスへの事業支援
- ⑤旅行や飲食業界など「Go To キャンペーン事業」実施に向けた関連機関との協議開始

(2) 個人向け

- ①緊急事態宣言延長に伴い、児童扶養手当受給者への特別支援給付事業の追加支援、水道料金の減免については、下水道料金等を含め減免の継続、拡充
- ②緊急小口資金(特例貸付)、総合支援資金(特例貸付)、母子父子寡婦福祉資金貸付(新型コロナの発生に伴うもの)の利用者へ一律5万円支給
- ③医療、介護、障がい福祉従事者への現金給付
- ④障がい者がいる世帯への現金給付
- ⑤市独自の高等教育修学支援制度の創設
- ⑥住居退去または、その恐れのある方への市営住宅および市内府営住宅などの確保
- ⑦住居確保給付金の収入基準の緩和(同一世帯の学生の収入除外など)

(3) 情報提供、受付体制

- ①支援一覧(仮称)の全世帯配布と、国などの支援の追加に対応する窓口の強化
- ②情報弱者(ネット環境がない高齢者等)への、情報提供手段の構築や丁寧な対応
- ③民生委員、地区福祉委員会などへの検査・治療に関する情報の提供、発信
- ④保健所情報(感染確認者等)、医療体制の情報等の適時適切な開示

3. 生活支援について

- ①高齢者、障がい者、こどもの新たな電話相談窓口設置、見守りの強化
- ②高齢者等へのフレイル予防の取組推進

4. 教育について

- ①小中学生への心のケア
- ②市立中学校の入学式を実施(適時適切)
- ③学校再開後の小中学校給食費を無償化
- ④学校のICT(情報通信技術)化を推進するため、小中学生に1人1台パソコンを配備する「GIGAスクール構想」の前倒し実施
- ⑤ネット環境がない家庭へ学習動画の無料配布や郵送等を活用による学習支援

以上